

鈴鹿市告示第 1 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、予算の要領については、鈴鹿市政策経営部財政課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

令和 8 年度 鈴鹿市一般会計補正予算（第 1 号）